

蓮田市図書館雑誌スポンサー制度募集要綱

1. 目的

この制度は、蓮田市図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供する企業等（以下「スポンサー」という。）の広告を提供雑誌に掲載することにより、新たな財源を確保し、雑誌コーナーの充実を図ることを目的とする。

2. スポンサー制度の内容

スポンサーに雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を図書館の雑誌コーナーに配架する。提供された雑誌は、最新号カバーの表面にスポンサー名を表示し、最新号カバーの裏面に広告の掲載ができるものとし、図書館の利用者に供する。なお、雑誌の受入事務は図書館が行う。

3. 雑誌の選定

スポンサーは、図書館の指定の「雑誌リスト」から選定する。

4. スポンサー及び広告の対象

スポンサー及び広告の対象は、次の各号のとおりとする。

- (1) スポンサーは、次の事業者等に該当しないものとする。なお、広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。
 - ①法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反したもの
 - ②民事再生法及び会社更生法による再生、更生手続中のもの
 - ③公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ④蓮田市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
 - ⑤その他広告掲載の対象とすることが適切でないもの
- (2) 企業、商店、団体等を対象とし、個人を対象としない。

5. スポンサーの広告内容

広告の内容は、図書館の信頼、公共性を損なう恐れがないものとし、次のいずれかに該当するものは、広告の対象としない。

- (1) 法令に違反するもの
- (2) 社会秩序を乱すもの
- (3) 利用者に不利益、不安を与えるもの
- (4) 基本的人権の侵害や差別になるもの
- (5) 広告主や内容が不明確なもの
- (6) 意見広告（宗教、政治、文化、社会その他についての主義、主張）
- (7) 虚偽、誤解される恐れがあるもの
- (8) たばこ、ギャンブルにかかる広告
- (9) 人材募集、不動産、賞品、クーポン広告
- (10) その他図書館で適切でないと思われる広告

6. スポンサーの表示期間

表示期間は契約期間内とする。

7. スポンサー広告の表示方法

(1) 提供雑誌の最新号カバー表面については、片面印刷とし、スポンサー名等の表示をする。

① 表示のサイズ 縦4cm、横13cm以内 地色は白色、文字は黒色
貼付位置 最新号カバーの中央

(2) 提供雑誌の最新号カバー裏面に広告チラシを1枚表示をする。広告チラシは片面印刷とし、最新号カバーに収まるサイズとする。

※広告はスポンサー申請者が作成する。

(3) 広告内容の変更は、各雑誌ごとに年4回までとし、図書館と協議の上、変更することができる。

(4) 雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

8. 募集期間

申込みは、随時募集する。

9. 申込方法

「蓮田市図書館雑誌スポンサー制度申請書（様式1）」に必要事項を記入し、記載希望の広告（案）、会社概要（業種等がわかるもの）等を添えて、図書館に持参又は郵送の方法により提出する。

10. スポンサーの決定及び契約

(1) 申し込みがあった順に申し込み内容を審査し、スポンサーを決定する。なお、同一雑誌に複数の申し込みがあった場合は、先着順とする。

(2) 審査の結果は、「蓮田市図書館雑誌スポンサー制度（決定・却下）通知書（様式2）」により掲載可否の通知をする。

(3) スポンサーに決定した場合は、「覚書（様式3）」により契約を締結する。

(4) 契約期間は1年間とする。

11. 購入雑誌の支払い

スポンサーの提供する雑誌の購入代金は、覚書を締結した日から30日以内に、図書館指定の納入業者にスポンサーが直接支払うものとする。

(1) 支払いは一括払いとする。なお、価格変動による追加徴収及び返金は行わない。

(2) 振込み手数料等は、スポンサーの負担とする。

(3) スポンサーが提供する雑誌が、休・廃刊等した場合は、図書館と協議し、別の雑誌に広告を振り替える。

12. スポンサーの責務

スポンサーは、掲載した内容に関する責任を負うものとする。

13. 申込先及び問い合わせ先

蓮田市上2丁目11-7

蓮田市図書館 電話 048-769-5198

FAX 048-769-7690

メールアドレス toshokan@city.hasuda.saitama.jp